

会計年度任用職員の経験を活かす 採用試験等の取組事例集



令和7年9月

目次

※ 本事例集は令和7年3月に発行した「会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な中途採用試験の取組事例」の改訂版です。

1 受験資格・試験方法における工夫

(1) 会計年度任用職員・非常勤職員を対象とした常勤採用試験を実施している事例

- ① 宮城県：障害のある会計年度任用職員のステップアップに向けて 1
- ② 山梨県：人口減少への危機感から非正規雇用者の正規化に取り組む 3
- ③ 鳥取県：休暇を組み合わせ、常勤職員の新たな働き方を創設 5
- ④ 岩手県宮古市：社会人枠と別枠で実施し即戦力を確保／継続配置で安定した組織運営にも寄与 7
- ⑤ 愛知県大府市：会計年度任用職員等に的を絞り、他の採用枠と区分 9
- ⑥ 高知県高知市：会計年度任用職員経験者に限定／既存の試験では確保できない年齢層へアプローチ 11
- ⑦ 沖縄県沖縄市：「行政実務経験者」を採用し、即戦力を確保 13

(2) 常勤の経験者採用において会計年度任用職員の職務経験を含むこととしている事例

- ① 茨城県：多様な人材を確保するため、上限年齢を撤廃 15
- ② 香川県高松市：行政経験を重視し、即戦力を確保 16
- ③ 熊本県：公務を含む幅広い実務経験を有する人材を確保 17
- ④ 東京都特別区：週20時間以上の業務従事歴が通算可能 19

(3) 社会人経験者採用において職務経歴を問わない事例

- ① 栃木県：年齢上限を大幅に拡充、定年間際の方も受験可能に 21
- ② 長野県松本市：職務経験の有無・長短を問わず、多様な受験者層を確保 22
- ③ 島根県松江市：経験者採用の受験資格を見直し、受けやすい試験に 23

2 採用試験等の周知における工夫

- ① 茨城県石岡市：常勤職員になった元・会計年度任用職員にインタビュー／「採用者の声」として市ホームページに掲載 24
- ② 長野県伊那市：元・会計年度任用職員から話を聞けるガイダンスを開催 25
- ③ 北海道：館内放送で採用試験情報を周知 26
- ④ 広島県庄原市：受験資格に該当する会計年度任用職員に個別の声かけ 26

※ 各団体の「一般行政部門職員数」は、特に記載のある場合を除き、令和7年4月1日現在の職員数を掲載しています。



障害のある会計年度任用職員のステップアップに向けて

試験概要

試験名称	令和6年度 障害者を対象とした宮城県職員ステップアップ採用選考考査
募集職種・採用予定数	一般事務（大学卒業程度）：1名程度 一般事務（高等学校卒業程度）：1名程度
試験・選考内容	勤務評定、論（作）文考査、適性検査、人物考査、資格調査
主な受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事務（大学卒業程度）：昭和39年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（令和7年4月1日時点で22歳から60歳まで） ・一般事務（高等学校卒業程度）：昭和39年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（令和7年4月1日時点で18歳から60歳まで）であって、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者若しくは令和7年3月卒業見込みの者又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者以外の者 ・以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている者 ②都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者 ③知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター又は精神保健指定医により知的障害者であると判定された者 ④精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）の交付を受けている者 ・令和6年10月1日現在、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として宮城県の知事部局に勤務し、かつ、その任用期間が6か月を超える者で、令和7年4月1日以降勤務可能な者

採用実績

※ 一般事務（大学卒業程度）及び一般事務（高等学校卒業程度）の実績の合計

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	—	—	—	—	未実施
令和5年度	—	—	—	—	未実施
令和6年度	4人	4人	2人	2人	採用者は、2名とも元・会計年度任用職員

📄 実施に至った経緯

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正により、法定雇用率が令和6年度から段階的に引き上げられることを踏まえ、申込者の確保と採用後の安定した勤務の継続を目的として、採用手法の見直しを行ったもの。

📄 受験資格の設定の考え方

- ・ 受験に必要な対象者や試験内容については、庁内関係者ととも、先行自治体等に確認しながら検討を実施。
- ・ 既存の障害者採用枠における受験資格を基本としつつ、常勤職員へのステップアップを希望する**会計年度任用職員として勤務されている方を幅広く対象とするため、既存の障害者採用枠よりも上限年齢を引き上げた。**
- ・ 令和6年度は対象者全員から申し込みがあり、一定の需要を取り込めたと考えている。

📄 周知方法

- ・ 応募資格を、受考申込時に会計年度任用職員（フルタイム）として6か月以上の勤務実績があり、引き続いて勤務可能な者を要件としており、対象者が限られているため、対象となる会計年度任用職員が所属する部局及び課室に文書で通知。所属長等から考査案内を渡ししている。

📄 その他

- ・ 最終合格者を対象に個別面談を実施し、障害特性や健康面、希望する業務や勤務地等の聞き取りを実施し配置を検討。
- ・ 令和8年度以降も継続して実施していく予定。



人口減少への危機感から非正規雇用者の正規化に取り組む

試験概要

試験名称	令和7年度 非正規雇用者を対象とした山梨県職員採用選考試験
募集職種・採用予定数	行政：6名程度
試験・選考内容	一次 教養試験、二次 人物試験・作文試験
主な受験資格	次の要件ア及びイを満たす者 ア 昭和45年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点で22歳から55歳まで） イ 令和6年8月9日から令和7年8月8日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	—	—	—	—	未実施
令和5年度	—	—	—	—	未実施
令和6年度	17人	15人	4人	3人	採用者は、3名とも元・会計年度任用職員

📄 実施に至った経緯

- 既存の就職氷河期世代に限定した試験の受験可能年齢を拡充し、より広く非正規雇用者の正規化に取り組む目的で試験を導入。
- あわせて、県が令和6年6月に「人口減少危機突破宣言」を行い、令和6年を人口減少危機突破元年として出生率回復に向けた抜本的・集中的な取組を行う中で、人口減少危機対策に係る取組の一つとして、非正規雇用者の正規雇用化による生活基盤の安定化により結婚・出生率向上につながるよう、非正規雇用者を対象とした試験区分を追加。

📄 受験資格の設定の考え方

- 他の試験区分との重複を避けつつ、試験の趣旨に合致する受験対象者層が受験できるようにするため、就職氷河期世代の受験資格に加えて、「イ」の要件を受験資格に追加した。
- 会計年度任用職員のみを対象とした試験ではなく、非正規雇用者を広く募集する趣旨で実施しているため、その他の競争試験と同様の能力検証を行い、試験の結果のみで評価をすることとしている。
- 非正規雇用者を正規雇用化する取組は人口減少危機対策に有効であると考えられるため、**より多くの非正規雇用者に受験してもらうべく、令和7年度は受験資格を拡大**（令和6年度実施時の「過去5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者」の要件の見直し）。

📄 周知方法

- 試験案内を職員採用サイトに掲載するほか、県立施設や公共職業安定所へ送付。
- 各所属から現職の会計年度任用職員に試験の実施について周知するよう、人事担当課から各所属に対して依頼。

📄 団体におけるこの試験区分の評価

- 勤務成績が良好である会計年度任用職員の常勤化にもつながっており、勤務を通じて能力実証がされた優秀な会計年度任用職員を即戦力として雇用することは、有為な人材確保にも効果的と考えている。



休暇を組み合わせ、常勤職員の新たな働き方を創設

試験概要

試験名称	鳥取県職員採用試験（鳥取方式短時間勤務職員）
募集職種・採用予定数	保育士、看護師、臨床心理士：各1名程度
試験・選考内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士 <ul style="list-style-type: none"> ・職務経験を3年以上有している者：基礎能力試験、経歴評定、作文試験、適性検査、人物試験 ・職務経験がない者又は職務経験が3年未満の者：基礎能力試験、専門試験、作文試験、適性検査、人物試験 ○看護師 <ul style="list-style-type: none"> ・論文試験、適性検査、人物試験 ○臨床心理士 <ul style="list-style-type: none"> ・論文試験、経歴評定、適性検査、人物試験
主な受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和41年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点で59歳まで） ・鳥取方式短時間勤務を希望する者 ・各職種に係る資格・免許等を有する者

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	—	—	—	—	未実施
令和5年度	—	—	—	—	未実施
令和6年度	4人	4人	4人	4人	採用者は、4名とも元・会計年度任用職員

実施に至った経緯

- 地方創生2.0における政策の5本柱の1つである「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」を実現すべく、まずはそのモデルとなり得る“若者・女性が働きやすい職場づくり”を鳥取県庁から議論・実践することを目的として、令和7年1月に「若手職員による県庁働き方改革緊急対策チーム」が発足。若者・女性が働きやすい職場づくりの方策が議論され、同年2月に鳥取方式による会計年度任用職員の正規化を含む最終報告書が知事に提出された。
- 最終報告書の内容などを踏まえ、令和7年2月定例県議会において鳥取方式短時間勤務条例を提案し、可決された。

受験資格の設定の考え方等

- フルタイムで勤務する同一の職がある中で、「鳥取方式短時間勤務職員」として採用する職をどのような職種とするのかについては、庁内において議論し、**特に人材の確保が厳しい、保育士、看護師（又は准看護師）、歯科衛生士、臨床心理士などを新たに制定した条例に位置づけた。**
- 常勤職員が新たに制定した条例に基づく「働き方支援休暇（無給休暇）」を取得することにより、結果的に短い勤務時間（週30時間程度）で勤務する職員となるため、選考に当たっては一般の常勤職員と同程度の能力実証を実施。**
- 「鳥取方式短時間勤務職員」は、育児や介護等の事情により正規の勤務時間より短い時間で勤務する職員であるため、採用時の配置については、自宅から通勤できる範囲の勤務地となるよう配慮した。

周知方法

- 県HPへの掲載のほか、県関係機関に受験案内を配架。
- 令和7年4月1日採用に際しては、人事担当課から各所属を通じ、対象となる現職の会計年度任用職員に受験案内を手交。

団体におけるこの試験区分の評価

- 採用された職員からは、**これまで育児や介護で諦めていた常勤職員としての働き方を選択できるようになった**との肯定的な声も寄せられており、県における多様な働き方の推進にもつながっていると考えている。
- 令和8年4月1日採用に向けては、会計年度任用職員も含め広く一般に公募する方法で募集・採用を行っており、今後も、配置するポストなどを精査した上で、採用を続けていきたいと考えている。



社会人枠と別枠で実施し即戦力を確保 継続配置で安定した組織運営にも寄与

試験概要

試験名称	会計年度任用職員枠
募集職種・採用予定数	一般事務職：若干名
試験・選考内容	一次 エントリーシートによる書類選考、二次 個別面接
主な受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点で50歳まで） ・宮古市役所における会計年度任用職員としての勤務経験が試験申込日に通算3年以上ある者

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	—	—	—	—	未実施
令和5年度	8人	8人	2人	2人	採用者は、2名とも元・会計年度任用職員
令和6年度	3人	3人	1人	1人	採用者は、元・会計年度任用職員

実施に至った経緯

- 社会人枠の採用試験に、現職の会計年度任用職員の応募があったことを踏まえ、常勤職員として勤務する意欲がある会計年度任用職員が採用試験に応募しやすくなるよう、一定程度行政経験がある会計年度任用職員経験者と社会人枠を別枠として実施することとした。
- 市役所内での業務経験がある会計年度任用職員とそれ以外の社会人経験のある受験者を、同じ社会人枠において同列に評価することに難しさを感じており、採用枠を分けることでこうした課題も解決することができた。

受験資格の設定の考え方

- 即戦力として活躍できる人材を確保するため、会計年度任用職員としての十分な勤務経験を有する職員に応募いただきたいことから、勤務経験を「3年以上」と設定。また、現職の会計年度任用職員は幅広い年齢層が在籍しており、受験対象者を確保するために、上限年齢も高めに設定した。

周知方法

- 市の広報誌、市公式SNS（LINE、Facebook）への掲載。

団体におけるこの試験区分の評価

- **会計年度任用職員として勤務していた所属への配属を原則**としており、それぞれの職場でスムーズに職務に適応している。採用した職員は長年、**会計年度任用職員として実績があった職員であり、即戦力として、安定した組織運営に寄与している**と考えている。今後も継続していきたい。



会計年度任用職員等に的を絞り、他の採用枠と区分

試験概要

試験名称	ディスカバリー採用（会計年度任用職員等経験者採用）
募集職種・採用予定数	【R6年実施時】 一般行政職（一般事務）：若干名 【R7年実施時】 保育職（経験者）：若干名
試験・選考内容	一次 面接試験、二次 面接試験
主な受験資格	<p>【R6年実施時】 次の要件ア及びイを満たす者</p> <p>ア 昭和44年4月2日以降に生まれた者で、大学院、4年制大学、短大、高専などまたは高等学校を卒業した者（令和7年4月1日時点で55歳まで）</p> <p>イ 令和7年4月1日時点で、会計年度任用職員、任期付職員又は非常勤職員で秀でた知識、技術を有し、国際交流、広報に関する勤務経験が3年以上ある者（見込みの者を含む）</p> <p>※ 勤務経験は、週の勤務時間が25時間以上である雇用の期間で、同一の地方公共団体等の勤務経験が1年以上継続している場合に限り通算できる。</p> <p>【R7年実施時】 次の要件ア及びイを満たす者</p> <p>ア 昭和50年4月2日以降に生まれた者で、大学院、4年制大学、短大、高専などまたは高等学校を卒業した者（令和8年4月1日時点で50歳まで）</p> <p>イ 令和8年4月1日時点で、保育士資格を有し、かつ会計年度任用職員、任期付職員又は非常勤職員で保育所等における保育士等としての勤務経験が5年以上ある者（見込みの者を含む）</p> <p>※ 勤務経験は、週の勤務時間が25時間以上である雇用の期間で、同一の地方公共団体等の勤務経験が1年以上継続している場合に限り通算できる。</p>

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	—	—	—	—	未実施
令和5年度	—	—	—	—	未実施
令和6年度	2人	2人	2人	2人	採用者は、2名とも元・会計年度任用職員

実施に至った経緯

- 市で強く推進している国際交流や広報、子育てなどの各分野において、現在会計年度任用職員等として活躍している人材を常勤職員として任用することで、幅広く人材の確保をしていくため導入。

受験資格等の設定の考え方

- ①民間企業経験者については、通常の一般行政職の経験者枠で応募ができること、②本市には優秀な会計年度任用職員の方を常勤職員として積極登用していく方針があること、の2点の理由から、民間企業における職務経験は対象とせず、会計年度任用職員等に限定した勤務経験年数を対象としている。
- 常勤職員としての勤務経験年数は対象外としているが、常勤職員としての勤務経験がある方については、他の経験者枠での応募が可能であり、あくまで**会計年度任用職員等の方でも常勤職員になれる機会の創出という点にフォーカスした採用枠として、他の採用枠と区分している。**

周知方法

- 市HPに募集要項を掲載するほか、対象分野で勤務している会計年度任用職員に対して個別案内を実施。

団体におけるこの試験区分の評価

- 今後も推進していく専門的分野において優秀な人材の採用につながり、実施の目的を達成することができている。
- 採用者からは、現在の専門的な分野について、**常勤職員になることでより深く追求することができる立場になれることは嬉しい**という声があるほか、**常勤職員になると他の分野での勤務の可能性もあるため、新たに挑戦する機会についてもポジティブに捉えている**様子が伺える。
- 今後、他の分野や職種についても、必要に応じてこの募集枠を活用したいと考えている。



会計年度任用職員経験者に限定

既存の試験では確保できない年齢層へアプローチ

試験概要

試験名称	令和7年度高知市職員採用資格試験（上期）（会計年度任用職員経験者）
募集職種・採用予定数	上級事務、上級土木、上級建築、上級電気、上級機械、上級化学、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、労務職（調理等）、労務職（清掃等）：それぞれ若干名
試験・選考内容	一次 録画動画面接※・教養試験・専門試験※・集団面接※ 二次 論文・適性検査・グループワーク※・個人面接 三次 個人面接（上級事務のみ） ※ 一部の職種のみ実施
主な受験資格	次の①から④のいずれにも該当する者 ①-1【①-2及び①-3以外の職種の場合】昭和41年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点で30歳から59歳まで） ①-2【保健師、社会福祉士、精神保健福祉士の場合】昭和41年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点で40歳から59歳まで） ①-3【労務職（調理等）、労務職（清掃等）の場合】昭和41年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点で36歳から59歳まで） ②令和7年5月13日（受付開始日）に、高知市の会計年度任用職員として在職している者 ③令和7年5月1日時点で、連続して2年以上高知市の会計年度任用職員として在職している者（任期付職員から引き続き会計年度任用職員として雇用されている者は、任期付職員としての在職期間も当該在職期間に含む） ④令和6年度及び令和7年度において欠勤がない者 ※ 資格職の場合は、当該資格を有している必要あり

採用実績

※ 実施した全職種の実績の合計

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	39人	39人	5人	5人	採用者は、5名とも元・会計年度任用職員
令和5年度	24人	22人	7人	7人	採用者は、7名とも元・会計年度任用職員
令和6年度	34人	32人	3人	3人	採用者は、3名とも元・会計年度任用職員

📄 実施に至った経緯

- 会計年度任用職員の処遇改善について検討を進める中で、高知市に勤務する会計年度任用職員に限定した採用枠の実施に至った。

📄 受験資格等の設定の考え方

- 市役所の業務に精通している会計年度任用職員を確保したいと考え、高知市の会計年度任用職員として「連続して2年以上」在職している者とした。
- 会計年度任用職員としての勤務実績については、前年度及び当年度において欠勤がないことを受験資格としている。

📄 周知方法

- 市HPや庁内イントラネットへの掲載、職員団体を通じた情報提供。
- 応募条件等について詳細に記載した説明資料を作成し、庁内イントラネット等への掲載を行った。

📄 団体におけるこの試験区分の評価

- 採用された会計年度任用職員の方々は、市役所の業務に精通しており、即戦力として活躍している。また、**これまで実施してきた通常の採用試験では対象となっていなかった年齢層の優秀な人材を確保**できており、年齢構成の是正にもつながっている。
- 会計年度任用職員自体の確保も難しくなってきたが、常勤職員の欠員補充を最優先に、各所属からも理解を得られている。
- **会計年度任用職員として一定以上勤務されている方の処遇改善につながる取組**となっており、大きな課題もないことから今後も継続する見込みである。

 「行政実務経験者」を採用し、即戦力を確保

試験概要

試験名称	令和7年度 沖縄市職員採用候補者試験（沖縄市行政実務経験者）
募集職種・採用予定数	行政職：若干名
試験・選考内容	一次 基礎能力試験、二次 個別面接・書類審査・ケース記述試験
主な受験資格	①又は②に該当する者 ①平成2年4月2日以後に生まれた者（令和8年4月1日時点で36歳まで）で、沖縄市での行政実務経験が令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において3年以上ある者 ②昭和60年4月2日以後に生まれた者（令和8年4月1日時点で40歳まで）で、沖縄市での行政実務経験が平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間において8年以上ある者

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	40人	40人	10人	10人	採用者は、10人とも元・会計年度任用職員
令和5年度	24人	23人	12人	12人	採用者は、12人とも元・会計年度任用職員
令和6年度	21人	21人	10人	10人	採用者は、10人とも元・会計年度任用職員

📄 実施に至った経緯

- 年齢構成が特定の層に偏っている現状や、段階的に定年年齢が引き上げられる定年延長制度などを踏まえ、今後ますます組織全体の年齢構成が偏ることが課題となっていた。また、市民の複雑かつ多様化する行政需要に応えるためには、市民のニーズを的確に把握し、市民本位の行政姿勢を具現化する必要があり、職員一人ひとりに多様な意識や能力が求められている。こうした課題に対応し、即戦力として能動的に行動できる市職員が求められていることから、**これまで市民のために尽力してきた行政実務経験者に、常勤職員の立場で、市の施策や各事業の実施段階だけではなく計画段階から参画してほしい**と考え、本試験区分の創設に至った。

📄 受験資格の設定の考え方

- 即戦力という観点から、本市の状況や業務内容に精通し、勤務環境にも馴染んでおり、ギャップを感じにくい人材を確保するためには、本市において会計年度任用職員として一定の経験が必要ではないかと考え、経験年数の要件を「3年以上」に設定。
- 「3年以上」の勤務実績のある会計年度任用職員の採用が進んできたため、令和7年度から上限年齢を引き上げた（受験資格②を創設）。

📄 周知方法

- 職員全員が共有できる電子掲示板、市HP、公式SNS等への掲載。

📄 団体におけるこの試験区分の評価

- 採用後の配属は、**本人が採用前にいた部署や、過去の経歴等も踏まえた上で配置**しており、多くの会計年度任用職員は福祉・税部門に従事していることから、採用後も福祉・税部門での配属が多い。**採用前の経験を活かし、各配属部署において即戦力として活躍**している。
- 来年度については、今年度の状況を把握した上で実施を検討していきたい。



多様な人材を確保するため、上限年齢を撤廃

試験概要

試験名称	令和7年度茨城県職員採用選考【社会人経験者採用】
募集職種・採用予定数	事務（知事部局等）：25名程度
試験・選考内容	一次 適性検査・論文・経歴審査、二次 個別面接
主な受験資格	<ul style="list-style-type: none"> 昭和39年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点で30歳から61歳まで） 令和7年6月末現在で、民間企業、団体、国・地方公共団体等における職務経験※を5年以上有する者 ※ 職務経験とは、同一企業・団体等において、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上で、6か月以上継続して就業していた期間が該当する（雇用形態は問わない）。

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	269人	223人	15人	14人	元・会計年度任用職員の採用実績はない
令和5年度	211人	180人	13人	10人	同上
令和6年度	171人	152人	13人	9人	同上

実施に至った経緯

- 年齢構成の不均衡の是正（30代の人材確保）、組織の活性化（民間企業等の視点・考え方の導入）、専門的な知識・経験を持つ人材の安定的な雇用の確保の観点から、平成29年度から導入。

周知方法

- 試験情報を人事委員会事務局HPや県広報誌に掲載するほか、社会人経験者採用区分については民間転職情報サイトにも掲載。

受験資格の設定の考え方

- 全国の都道府県状況を参考に、他県とのバランスやパートタイム勤務等を除く観点から受験資格を検討。
- 導入当初（平成29年度）は「採用時30歳以上40歳未満」という年齢制限を設けていたが、**年齢に捉われることなく、様々な職務経験や専門能力を持った人材を採用するため、平成30年度から年齢上限を撤廃。**



行政経験を重視し、即戦力を確保

試験概要

試験名称	令和7年度 経験者対象
募集職種・採用予定数	事務（行政実務経験者対象）：8名程度
試験・選考内容	一次 基礎能力検査（テストセンター方式）、二次 集団面接、三次 個別面接
主な受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年4月2日以後に生まれた者（令和8年4月1日時点で49歳まで） ・行政機関における職務経験が連続して5年以上ある者 ※ 職務経験年数は、非常勤の職での勤務も含むが、週の所定労働時間が30時間以上、かつ、同一企業で6か月以上継続して勤務していた期間が該当。

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	87人	82人	5人	4人	採用者のうち2名は、元・会計年度任用職員
令和5年度	87人	80人	5人	5人	採用者のうち2名は、元・会計年度任用職員
令和6年度	97人	87人	5人	4人	採用者のうち1名は、元・会計年度任用職員

実施に至った経緯

- ・ 公務での経験のある、即戦力となる人材を確保するために、令和2年度から導入。

周知方法

- ・ 市HP・本庁・支所・出張所において募集要項を配布するほか、インスタグラム（市職員採用アカウント）へ掲載

受験資格の設定の考え方

- ・ 行政機関における職務経験について雇用形態を問わないことで、**市で勤務経験のある会計年度任用職員も受験対象となり、即戦力の人材確保を意図している。**
- ・ 当該要件が非正規職員の正規化に寄与する側面も意識している。



公務を含む幅広い実務経験を有する人材を確保

試験概要

試験名称	令和7年度 民間企業等経験者対象（上期）
募集職種・採用予定数	行政：15名程度
試験・選考内容	一次 適性検査、二次 論文・個別面接（WEB）、三次 個別面接（対面）
主な受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点で61歳まで） ・民間企業等における職務経験年数が、平成30年3月2日から令和7年3月1日までの間に通算4年以上ある者 ※ 民間企業等における職務経験年数は、会社員、公務員、団体職員、自営業者等として1週間当たりの所定労働時間が30時間以上従事した期間、かつ、1年以上継続して就業していた期間が該当（雇用形態は問わない）。 ※ 現に熊本県等の職員でない者（臨時職員、非常勤職員、会計年度任用職員及び任期付職員は除く）。

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	105人	85人	6人	4人	元・会計年度任用職員の採用実績はない
令和5年度	111人	87人	8人	7人	同上
令和6年度	195人	145人	10人	9人	同上

実施に至った経緯

- 民間企業等の経験で培った幅広い対人折衝力や企画力、専門知識等を活かし、新たな発想で柔軟な対応ができる等、質の高い、即戦力となる職員を求めて、平成22年度から実施。

受験資格の設定の考え方

- 導入当初は公務における職務経験年数も含むこととしていたが、国や他の地方自治体職員からの応募者が多く、「民間企業等の経験で培った能力を生かした即戦力」という試験創設の趣旨に沿わなかったことから、平成23年度から「公務への従事期間」は対象外とした。
- その後、応募者の減少が続く中、**多様化する県政の課題に対応できる、行政の実務経験を積んだ即戦力の人材を確保するという観点から、平成28年度から、国や他の地方自治体での公務への従事期間も職務経験年数に含める**こととした。
- 国や他の地方自治体での勤務経験者からの申込みは多いものの、多様化する県政の課題に対応できる、行政の実務経験を積んだ即戦力の人材の確保につながっている。

周知方法

- 試験情報を県HPや県運営SNSに掲載。



週20時間以上の業務従事歴が通算可能

試験概要

試験名称	令和7年度 経験者採用試験・選考【秋試験】
募集職種・採用予定数	事務（一般事務）：392名程度
試験・選考内容	一次 教養試験・職務経験論文・課題式論文、二次 個別面接
主な受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点で61歳まで） ・民間企業等における業務従事歴が以下の年数以上の者 <ul style="list-style-type: none"> 1 級職：直近10年中4年以上 2 級職：直近14年中8年以上 ※ 対象となる週あたりの従事時間は、1事業所で週20時間以上。 ※ 複数の民間企業等における業務従事歴がある場合、1年以上の従事年数を通算可能（ただし、重複期間は1事業所のみ通算可能）。 ※ 業務従事歴には、契約社員、派遣社員及び非常勤として従事した期間を含む。 ※ 現に特別区等の職員でない者（教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は任期付職員は除く）。

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	2,670人	1,982人	303人	—	各区において採用しているため採用者数は不明
令和5年度	2,520人	1,866人	401人	—	同上
令和6年度	2,548人	1,909人	553人	—	同上

実施に至った経緯

- 民間企業等での有用な職務経験を有する人材を、幅広い年代層において確保し、年齢構成の均衡を図るとともに、高度化・複雑化・専門化する行政サービスに対応することを図るために導入。

受験資格の設定の考え方

- 経験者採用制度の導入当初は正規労働者の職務経験のみを通算していたが、導入後、経験者の採用ルートを拡張してより幅広く有為な人材を確保することの重要性が議論されたことや、厚生労働省の審議会等において非正規労働者であっても基幹的業務を担う者が増加しているとの見解が示されていたこと等を踏まえ、**非正規労働者の職務経験を通算可能とするなど、業務従事歴の対象を拡大した。**
- 業務従事歴の対象拡大に伴い、当時の社会保険の適用要件（所定労働時間が一般社員の3/4以上）を踏まえ、通算対象とする勤務時間を週29時間以上とした。その後、受験申込者数の増加を意図して、労働力調査の内容（※）も踏まえ、週20時間以上に緩和した。
※ 令和4年度の労働力調査によると、就業者全体に占める週間就業時間が29時間以下の就業者の割合は約25%であり、このうち経験者採用の対象となる年齢層の就業時間は20時間から24時間に集中している。

周知方法

- 試験情報を特別区人事委員会HPや各種SNSに掲載するほか、各区・組合に対し、広報紙やHPでの周知を依頼している。



年齢上限を大幅に拡充、定年間際の方も受験可能に

試験概要

試験名称	R7年度栃木県職員（社会人対象）採用試験
募集職種・採用予定数	行政：20名程度
試験・選考内容	一次 適性検査、二次 口述試験（集団討論）・口述試験（個別面接）
主な受験資格	昭和39年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点で30歳から61歳まで） ※ 年齢以外の受験資格は課していない。

採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	179人	139人	14人	11人	採用者数に占める元・会計年度任用職員の人数は未把握
令和5年度	113人	81人	17人	15人	同上
令和6年度	151人	123人	21人	20人	同上

実施に至った経緯

- 複雑化・多様化する行政課題に対応するため、新たな受験者層を開拓し、組織の総合力向上を図るために導入。

受験資格の設定の考え方

- 令和7年度からは、**受験上限年齢を定年の1年前まで引き上げて**実施。

周知方法

- 試験情報を県HPに掲載。さらに、この試験区分については、人事委員会事務局作成のパンフレット（職員ガイド）に社会人対象採用試験の特集記事を掲載するほか、民間転職情報サイトへも掲載。



職務経歴の有無・長短を問わず、多様な受験者層を確保

試験概要

試験名称	行政【セカンドキャリア枠】
募集職種・採用予定数	行政：行政区分全体のうち5名程度
試験・選考内容	一次 職務基礎力試験・事務適性検査、二次 動画面接・個別面接、三次 個別面接
主な受験資格	昭和55年4月2日から平成2年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する者（令和8年4月1日時点で36歳から45歳まで）

採用実績

※ 採用者は全て一般行政職

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	77人	70人	8人	7人	採用者のうち1名は、元・会計年度任用職員
令和5年度	37人	36人	5人	4人	採用者のうち1名は、元・会計年度任用職員
令和6年度	25人	23人	5人	5人	採用者のうち2名は、元・会計年度任用職員

実施に至った経緯

- 職員年齢構成分布の平準化を目的に令和2年度より実施している「就職氷河期世代対象枠」（当時35歳～45歳対象）について、多くの受験者層の受入をするため、令和5年度より名称を「セカンドキャリア枠」へ変更して実施。

受験資格の設定の考え方

- 社会人としての基本的な能力を備えている即戦力となる職員の確保を意図して、**職務経歴の有無・長短に関係なく、様々な経験をした受験者層を想定した試験**としている。

周知方法

- 市HPや民間の公務員試験HPへの掲載のほか、秋試験募集について市長による記者会見を実施。



経験者採用の受験資格を見直し、受けやすい試験に

試験概要

試験名称	社会人経験者日程 一般事務員 (27-34) / 一般事務員 (35-40)
募集職種・採用予定数	一般事務員 (27-34) 区分：17名程度 一般事務員 (35-40) 区分：3名程度
試験・選考内容	一次 書類審査・PR動画、二次 適正検査、三次 個別面接
主な受験資格	・一般事務員 (27-34) 区分：令和8年4月1日時点の年齢が27歳から34歳までの者 ・一般事務員 (35-40) 区分：令和8年4月1日時点の年齢が35歳から40歳までの者 ※ 学歴不問・年齢要件のみ

採用実績

※ 社会人経験者日程 一般事務員 (27-34) 区分の実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	4人	4人	1人	1人	採用者は、元・会計年度任用職員
令和5年度	11人	11人	1人	1人	採用者は、元・会計年度任用職員
令和6年度	5人	5人	2人	2人	採用者は、2名とも元・会計年度任用職員

実施に至った経緯

- ・市町村合併後採用抑制をしたことにより年齢構成が歪になった。
- ・年齢構成の平準化及び多様な人材確保のため平成26年度に導入。

周知方法

- ・試験情報を市HP・市報・SNS・就職情報サイトへ掲載するほか、現職の会計年度任用職員に対しては庁内イントラネットへの掲載により周知。

受験資格の設定の考え方

- ・社会人経験者日程の創設以来、年齢区分を30～35歳として試験を行ってきたが、職員の年齢構成を都度検証・議論した結果、令和4年度から年齢区分を再編し、27～34歳、35～40歳の試験区分を設けて試験を実施。
- ・導入当初は「民間企業等における職務経歴が通算5年以上」を受験資格としていたが、当該要件により受験できない人の中にも優秀な人材が潜在している可能性があることから、**令和2年度以降は要件を撤廃。受験資格を拡大することで受験者の増を図り、より優秀な人物を採用することを意図している。**



常勤職員になった元・会計年度任用職員にインタビュー 「採用者の声」として市ホームページに掲載

取組内容

- ① 会計年度任用職員だった職員を含め、社会人経験者採用により常勤職員となった職員に対して、インタビューを実施。「正規職員となってからの変化」「業務内容と今後の目標」「職場環境と処遇」「今後の課題と提案」を記事にして市HP※に掲載し、常勤職員として働く具体的なイメージを持ってもらえるような情報を発信。
- ② 庁舎及び市内施設各所に募集ポスターを掲示。

実施に至った経緯

- ・ 中堅層職員の離職が増加傾向にある中、対応策の一つとして社会人経験者採用を実施している。
- ・ 入庁後の具体的なイメージを持ってもらえるような情報発信を行うことで、石岡市への興味・関心を喚起し、受験者の増加につなげたいと考え、令和6年度から実施。

取組のねらい

- ・ **会計年度任用職員を含む幅広い人材に向けて、「石岡市で働く姿」を具体的にイメージできるような情報発信を行う**ことで人材確保につなげる。特に、専門職の会計年度任用職員（保健師や保育士等）は、即戦力としての強みがあるため、受験への動機づけやキャリア形成への意欲を高めてほしいとの意図もあった。実際に会計年度任用職員の受験者は増加している。

取組のポイント

- ・ 掲載にあたっては、ご本人に協力を依頼し、了承を得られた方にインタビューを実施。
- ・ インタビューは総務部と採用担当で、対面形式で実施。1人あたり30分程度で意見を聴取。

今後の方向性

- ・ 現時点では定量的な効果を測る段階には至っていないが、**実際の採用試験受験者から「市HPの記事が参考になった」との声が聞かれた**ことや、会計年度任用職員からの受験者も増加傾向にあることから、一定の効果を実感している。
- ・ 今後も継続的に実施し、効果を検証しながら今後の採用活動に活かしていきたい。

※「採用者の声」は石岡市HPにて公開中（URLはR7.9.30現在）
https://www.city.ishioka.lg.jp/shiseijoho/seisaku_gyoseiunei/saiyoushyanokoe/page011197.html



元・会計年度任用職員から話を聞けるガイダンスを開催

取組内容

- ① 会計年度任用職員の面接時に、正規職員として働く意思のある方には、正規職員の採用試験について周知を実施。
- ② **正規職員を目指す方を対象としたガイダンスにおいて、会計年度任用職員から正規職員となった職員の話が直接聞くことができる機会を設ける。**
- ③ 会計年度任用職員も確認できる庁内イントラネットにおいて採用情報を掲示。

【ガイダンスの概要】

実施時期：4月、8月

(採用試験の募集時期に合わせて実施)

対象者：採用試験受験希望者

市の業務に興味のある方

参加人数：例年10～15名程度（会計年度任用職員含む）

内容：先輩職員が業務や働き方について説明

(元・会計年度任用職員の先輩職員も参加)



取組の効果

- ・ 複数の会計年度任用職員が正規職員採用試験を受験※しており、令和6年度の正規職員の採用者数41名のうち、会計年度任用職員の経歴をもつ職員は11名。
- ・ 対象となる会計年度任用職員がいる所属内では、正規職員採用試験の受験勧奨が自発的に行われる事例も見られる。

※受験者のうち会計年度任用職員としての職歴を持つ方の人数

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
一般事務	5名	一般事務	2名	一般事務	7名
保育士	14名	保育士	10名	保育士	9名
		社会福祉士	1名	作業療法士	1名

実施に至った経緯

- ・ 正規職員採用試験の受験者確保のため受験年齢の幅を広げたことにより、会計年度任用職員として働く職員の中にも受験可能な職員が増えてきたため、取組を実施することとなった。

周知方法

- ・ 正規職員の採用情報を庁内イントラネットに掲示。
- ・ 対象となる会計年度任用職員に直接案内するよう各所属長に依頼。

取組のねらい

- ・ 市役所の業務を一定程度経験した職員を正規職員として採用することで、業務への適応がスムーズに進み、所属の職員や指導する職員の負担軽減にもつながる。

今後の方向性

- ・ 大学卒業時に限らず、多様な職歴の方が様々なタイミングで入庁されている状況を広く周知し、公務員として働くことを選択肢の一つとして考えていただける方を増やしていきたい。

館内放送で採用試験情報を周知

取組内容

職員・来庁者への周知を目的として、**募集締切の1週間前から、毎朝10時頃に館内放送を実施。**
館内放送においては、試験区分名や申込期間、エントリー方法、家族・知人等への呼びかけについて案内している。

取組のねらい

幅広く周知を図り、受験者の獲得につなげることを目的として実施している。

今後の方向性

会計年度任用職員も含めた受験者確保に向けて、引き続き、様々な媒体を活用した広報活動に取り組んでいく予定。

広島県庄原市

<一般行政部門職員数 386人>

受験資格に該当する会計年度任用職員に個別の声かけ

取組内容

職員採用試験の受験資格に該当する会計年度任用職員に対して、所属を通じて試験実施に係る情報提供を実施。

対象者：職員採用試験における一般事務職の年齢要件（30歳まで）に該当する会計年度任用職員
実施時期：採用情報を公表する時期（6月・8月）

対象者には複数回にわたり案内！



実施に至った経緯

職員採用試験の応募者数が漸減傾向。特に近年、大幅に減少しており、受験者の確保に苦慮していたことから、積極的な情報提供に取り組むこととした。

取組のねらい

会計年度任用職員として、一定程度行政事務の経験があることから、採用後、スムーズに業務に馴染めることを期待。実際に、複数名の会計年度任用職員が常勤職員として採用され、即戦力として活躍している。

今後の方向性

令和7年度からは、職員採用試験における年齢要件を拡充するため、より幅広い会計年度任用職員に対して募集内容を周知をしていく予定。